

秋田県監査委員個人情報保護に関する法律施行規程をここに公布する。  
令和五年三月三十一日

秋田県監査委員

## 秋田県監査委員告示第二号

秋田県監査委員個人情報保護に関する法律施行規程

(趣旨)

第一条 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。次条及び第三条において「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年秋田県条例第四十九号。次条及び第三条において「条例」という。）、秋田県個人情報保護審査会条例（令和四年秋田県条例第五十号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和四年秋田県規則第三十七号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(費用の納付)

第二条 条例第五条に規定する費用は、法第八十七条第一項の規定による保有個人情報記録されている文書又は図画の写しの交付にあつては当該交付を受けるとき、同項の規定による保有個人情報記録されている電磁的記録についての監査委員が定める開示の方法にあつては当該開示を受けるときに納めるものとする。

(補則)

第三条 法、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則、条例、秋田県個人情報保護審査会条例、個人情報の保護に関する法律施行細則及びこの規程に定めるもののほか、法、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則、条例、秋田県個人情報保護審査会条例、個人情報の保護に関する法律施行細則及びこの規程の施行に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。  
(秋田県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止)
- 2 秋田県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十三年秋田県監査委員告示第一号）は、廃止する。